



中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 7 年 10 月 10 日

中部ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	①下部尿路の経尿道的手術 (膀胱・尿道・前立腺)と K781 経尿道的尿路結石除去術 K781-3 経尿道的腎盂尿管凝固 止血術 K783 経尿道的尿管狭窄拡張術 K785 経尿道的腎盂尿管腫瘍 摘出術 の同時算定について、原則 認める。	1.膀胱尿道内での手術と腎盂尿管内での手術であり、手術野は同一ではない(別手術野) 2.それぞれ使用するファイバースコープや手術材料、透視診断装置の必要性等が異なる 3.それぞれ皮膚切開は無い手術であり、「同一皮切により行いうる範囲」の規定はあてはまらない (尿道は共通の「通路」であり、外尿道口は皮膚切開ではない) 上部尿路疾患と下部尿路疾患がそれぞれ確定診断されている場合で、左記①の組み合わせ手術の同時施行は、上記1から3の理由により各手術手技料の併算定ができると判断した。	適用診療月 令和 8 年 1 月

2	②下部尿路の経尿道的手術（膀胱・尿道・前立腺）と K783-3 経尿道的尿管ステント 抜去術 K794-2 経尿道的尿管瘤切除術 K798-2 経尿道的尿管凝血除去術 （バスケットワイヤーカテ テル使用） の同時算定について、原則 認めない。	K783-3 経尿道的尿管ステント抜去術及び K794-2 経尿道的尿管瘤切除術は、医科点数表の解釈において尿管の手術として掲載されているが、いずれも原則として膀胱内操作のみで行われる手術であり、使用するファイバースコープ類も下部尿路用のものである。下部尿路の経尿道的手術と同一手術野、使用するファイバースコープ類とも同一のものと判断される。 また、K798-2 経尿道的尿管凝血除去術（バスケットワイヤーカテテル使用）も、原則として膀胱内操作のみで行われる手術であり、使用するファイバースコープ類も下部尿路用のものである。下部尿路の経尿道的手術と同一手術野、使用するファイバースコープ類とも同一のものと判断される。医科点数表の解釈において膀胱の手術に掲載されている。 以上の理由から、左記②の組み合わせの 2 手術の同時施行の場合、原則として主たる手術の手技料のみでの算定になると判断した。	適用診療月 令和 8 年 1 月
---	--	---	---------------------

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

眼科・産婦人科審査室眼科産婦人科審査課

（TEL:052-854-7649）和崎

（TEL:052-854-7290）柴田